

玉東町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、玉東町建築物耐震改修促進計画に基づき、戸建て木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事及び耐震診断を行う者に対する補助金の交付に関して玉東町補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 本要綱に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、玉東町の町税等を滞納していないものとする。
- (3) 戸建て木造住宅 一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）をいう。
- (4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断法又は精密診断法（熊本県建築物の耐震改修の計画の認定に関する添付書類等を定める規則(平成26年規則第31号)第3条第1号に定める建築物耐震診断評価書類等を添付する場合を除き限界耐力計算及び時刻歴応答計算による方法を除く。）
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1項第1号に示される方法
- (5) 上部構造評点 耐震診断により、地震に対する安全性を点数で示したものをいう。
- (6) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とするための工事をいう。
- (8) 建替え設計 原則として同一敷地内で、既存の戸建て木造住宅1棟すべてを解体し、住宅を新築する工事の計画策定を行うことをいう。
- (9) 建替え工事 建替え設計に基づいて行う工事をいう。
- (10) 耐震診断士 耐震診断を行う建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会（以下「建防協」というが開催する木造住宅耐震診断講習会の終了証の交付を受けた建築士（建築士法

第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ）をいう。

イ 上記アに該当する者のほか、町長が認めたもの。

(11) 設計者 耐震改修設計を行う建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 耐震診断士

イ 上記アに該当する者のほか、町長が認めた者。

(12) 工事監理者 建築士法第2条第8項に規定する工事監理を行う前号に規定する者をいう。

(13) 施工者 耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を施工する者をいう。

(14) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条に基づき熊本県知事が指定した区域をいう。

(15) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(16) 高齢者等 次に掲げるいずれかの者又は世帯をいう。

ア 高齢者（65歳以上）

イ 直近の年度の個人町民税・県民税（住民税）が課税されていない世帯。

ウ 障がいのある方等で市町村長が認める者

（補助金の交付対象）

第3条 当該補助事業の目的、補助事業の内容、補助対象経費、補助金の額等は別表に定めるとおりとする。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、本要綱又は他の要綱に基づく同一事業への補助金の交付を過去に受けたことがないものに限る。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に町長が別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項により提出する関係書類のうち、町長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

（交付決定等）

第5条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付することができる。

(契約締結及び事業着手)

第 6 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

ただし、耐震改修工事に関する契約は、第 13 条第 3 項の耐震改修設計完了確認通知を受けた後に行うこととすることができる。

(変更申請)

第 7 条 補助事業者は、第 5 条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請（別記様式第 6 号）変更の内容の分かる書類を添えて町長に提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（別記様式第 7 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 8 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（別記様式第 8 号）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

3 町長は、第 1 項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(完了期日の変更)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（別記様式第 9 号）により町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し町長の要請があったときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(遂行命令)

第 12 条 町長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

(耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修設計完了の報告)

第 13 条 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助対象となる者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに耐震改修設計完了報告（及び補助金交付変更承認申請）書（別記様式第 10 号）に町長が別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、前項の申請書に変更の内容の分かる書類を添えて、町長に提出し、町長の承認を得なければならない。

3 町長は、提出された第 1 項の報告書及び第 2 項の申請書の内容を審査し、その結果を耐震改修設計完了確認（及び補助金交付決定変更承認）通知書（別記様式第 11 号）により補助事業者へ通知するものとする。

(耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修工事の着工)

第 14 条 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助事業者は、前条第 3 項の規定による通知を受けた後、耐震改修工事に着工するものとする。

(中間検査)

第 15 条 補助事業者は、耐震改修工事における耐震補強の状況を目視により確認できる時期に達したとき、又は耐震建替工事における既存の戸建木造住宅の解体が終了したときは、工事中間報告書（様式第 1 2 号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による中間報告があったときは、中間検査を行うことができる。

3 町長は、中間検査の結果、補助事業が適切に行われていないと認めるときは、補助事業が適切に行われるよう当該補助事業者へ指導するものとする。この場合において、補助事業者が指導に従わないときは、町長は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(完了実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（別記様式第 13 号）に町長が別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 17 条 町長は、前条の規定による完了実績報告書を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記様式第 14 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 18 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書（別記様式第 15 号）に次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）補助対象事業に係る領収書の写し

（2）その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第 19 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第 17 条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

（1）虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、第 8 条第 2 項若しくは第 3 項、第 15 条第 3 項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（別記様式第 16 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 20 条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記様式第 17 号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（関係書類の管理等）

第 21 条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存としなければならない。

2 補助事業者は、町長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示しなければならない。

(完了後の報告書)

第 22 条 町長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る住宅について調査し、又は施行者に対して報告を求めることができる。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

補助事業名	耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助
補助事業の目的	玉東町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 玉東町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成 28 年熊本地震により災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく災証明書の写し イ 災証明書 4 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合は、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。 5 本要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修設計（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用、耐震改修工事費の見積作成に要する費用及び工事監理に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（少なくとも耐震改修工事に要する費用を含む場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。） ただし、改修前の上部構造評点が 1.0 以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改修工事に要する費用は対象外とする。
補助率	1、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 10 分の 9 以内 2、昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの 60 分の 53 以内 3、1 及び 2 に該当せず、かつ、平成 28 年熊本地震により災したことが確認できるもの 5 分の 4 以内
補助金の額	1、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は 157.5 万円のいずれか低い方の額 2、昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの 改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は 132.5 万円のいずれか低い方の額 3、1 及び 2 に該当せず、かつ、平成 28 年熊本地震により災したことが確認できるもの 耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は 115 万円のいずれか低い方の額

その他の事項	1 耐震改修設計は、設計者が行うものであること。 2 耐震改修工事を行う場合は、設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの 3 耐震改修工事を行う場合は、その結果、地震に対して安全な構造となるもの 4 耐震改修工事を行う場合は、工事監理者が工事監理するもの 5 附則第4項及び第5項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。
--------	--

別表 2（第 3 条関係）

補助事業名	耐震改修設計費補助
補助事業の目的	玉東町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震改修設計を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 玉東町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成 28 年熊本地震により災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ 災証明書
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用 （耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も含む。）
補助率	3 分の 2 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 20 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 耐震改修設計は、設計者が実施するものであること。 2 耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること。

別表 3（第 3 条関係）

補助事業名	耐震改修工事費補助
補助事業の目的	玉東町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 玉東町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成 28 年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ 災証明書 4 建築士による耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合は、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用 （工事監理に要する費用も含む。）
補助率	23%以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 60 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 設計者が実施した耐震改修設計に基づくものであること。 2 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。 3 工事監理者が工事監理するもの（ただし、本要綱施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は耐震改修設計に基づき工事を実施したことを建築士が証明するもの）であること。

別表 4（第 3 条関係）

補助事業名	建替え設計費及び建替え工事費の一括補助
補助事業の目的	玉東町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え設計及び建替え工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 玉東町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成 28 年熊本地震によりり災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ り災証明書 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 建築士による耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合は、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の建替え設計（建替え工事費の見積り作成に要する費用及び建替え工事監理に要する費用を含む）及び建替え工事に要する費用（少なくとも建替え工事に要する費用を含む場合に限る。建替え工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。） 建替え工事に要する費用は、耐震改修に要する費用相当とする。
補助率	1、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 10 分の 9 以内 2、昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの 60 分の 53 以内 3、1 及び 2 に該当せず、かつ、平成 28 年熊本地震によりり災したことが確認できるもの 5 分の 4 以内
補助金の額	1、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は 157.5 万円のいずれか低い方の額 2、昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの 建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は 132.5 万円のいずれか低い方の額 3、1 及び 2 に該当せず、かつ、平成 28 年熊本地震によりり災したことが確認できるもの 耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は 115 万円のいずれか低い方の額

その他の事項	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの 2 建替え後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること。 3 建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合すること。 4 工事監理者が工事監理するもの 5 本要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けていないもの 6 附則第4項及び第5項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。
--------	---

別表 5（第 3 条関係）

補助事業名	建替え工事費補助
補助事業の目的	玉東町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 玉東町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成 28 年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ 災証明書 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 建築士による耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合は、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の建替え工事に要する費用 （工事監理に要する費用を含まない。） 建替え工事に要する費用は、耐震改修に要する費用相当とする。
補助率	23%以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 60 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるものであること。 2 建替え後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること。 3 建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合すること。 4 工事監理者が工事監理するものであること。 5 本要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けていないものであること。 5 附則第 4 項及び第 5 項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。

別表 6（第 3 条関係）

補助事業名	耐震診断費補助
補助事業の目的	玉東町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震改修設計を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 玉東町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成 28 年熊本地震によりり災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ り災証明書
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震診断に要する費用
補助率	1 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの 補助対象限度額：10 分の 9 以内（上限 18.1 万円） 2 1 に該当せず、かつ、平成 28 年熊本地震によりり災したことが確認できるもの 補助対象限度額：3 分の 2 以内（上限 10.2 万円）
補助金の額	1 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの 補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 181,000 円のいずれか低い方の額 2 1 に該当せず、かつ、平成 28 年熊本地震によりり災したことが確認できるもの 補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 6 万 8,000 円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 本要綱第 2 条第 4 号に規定する耐震診断であること。 2 耐震診断は、耐震診断士が行うものであること。 3 附則第 4 項及び第 5 項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。